

函 福 管

令和5年(2023年)3月30日

民生常任委員会委員 様

保 健 福 祉 部 長  
市立函館保健所長

参考資料の配付について

このことについて、下記の資料を別添のとおり配付いたします。

記

1 配付資料

- 食中毒の発生について

(保健福祉部管理課)  
(市立函館保健所生活衛生課)

## 食中毒の発生について

- 1 患者の所在地および届出年月日  
患者の所在地：北海道函館市他  
届出年月日：令和5年3月27日
- 2 患者数および症状  
患者数：23名（快方に向かっている）  
症状：嘔吐，下痢，発熱
- 3 原因施設  
名称：牛たん専門店 進～shin～（函館市梁川町18番1号）  
営業者：浦袖 源
- 4 中毒の原因食品およびその特定の理由  
(1) 原因食品：当該施設で令和5年3月23日および24日に調理・提供した食品  
(2) 特定の理由  
患者23名の共通食は当該施設で提供した食品のみであり，診察した医師から食中毒患者等届出票が提出され，患者の症状および潜伏期間がノロウイルスによるものと一致することから特定した。
- 5 病因物質およびその特定の理由  
(1) 病因物質：ノロウイルス  
(2) 特定の理由：調理従事関係者1名および有症者4名の便から食中毒の原因となる「ノロウイルス」を検出したため，同ウイルスによるものと断定した。
- 6 発生状況の概要  
令和5年3月23日（木）に当該施設で調理・提供した食品を喫食したグループが下痢，嘔吐等の症状を呈しているとの調査を行っていたところ，さらに，同年3月24日（金）に上記と同じ施設を利用したグループから同様の症状を呈している旨の連絡があった。  
このため，市立函館保健所では，当該施設や利用者等への調査および細菌検査等を実施していたが，その結果を総合的に判断し，当該施設で調理・提供した食品が原因となる食中毒であると判断した。
- 7 措置  
令和5年3月30日から令和5年4月2日までの4日間の営業停止